

令和元年度

宝塚市財政健全化審査意見書

宝塚市監査委員



宝 監 第 5 7 号
令和2年(2020年) 9月24日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男
同 小 川 克 弘
同 と な き 正 勝

令和元年度宝塚市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を提出します。

令和元年度 宝塚市財政健全化審査意見

1 監査等の種類

健全化判断比率審査

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に係る各対象
会計

3 審査の概要

宝塚市監査基準に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の日程

審査の期間 : 令和2年7月6日から令和2年8月25日まで

本審査実施日 : 令和2年8月25日

本審査実施場所 : 2-3会議室

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

(単位 %)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.36	20.00
連結実質赤字比率	—	16.36	30.00
実質公債費比率	3.6	25.0	35.0
将来負担比率	22.6	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため「—」で記載しています。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和元年度は赤字を生じていません。

イ 連結実質赤字比率について

令和元年度は赤字を生じていません。

ウ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は3.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っています。

エ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は22.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っています。

今回の将来負担比率22.6%については、総務省のフォーマットに則り、正しく算出されたものとなっていましたが、将来負担比率の算定には計上されていない、いくつかの懸念材料が存在します。

まず、債務負担行為に基づく支出予定額の算出において、各会計間で発生している兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）に対する負担金支給累計額と退職手当支給累計額の差額（以下「負担支給差額」という。）調整のため、平成30年6月5日付けで交わされた協定書の中で一般会計が病院事業会計に平成30年度から25年かけて支払うこととされた16億1,280万円については、地方財務実務提要に示された「一般会計から病院事業への繰出し決定は団体内部の意思決定にすぎず、債務負担行為とする必要はないと解される。」との見解から債務負担行為が設定されず、債務負担行為に基づく支出予定額の算定には計上されていません。しかしながら、令和元年度までの支払分を除いた残額14億8,377万円については一般会計における実質的な債務であることに変わりがなく、これは将来負担比率を3.8%悪化させる要因となることについて留意しておく必要があると考えます。

また、退職手当支給予定額に係る負担見込額の算出において、一般会計における組合に対する積立額が38億6,435万円と算定されていますが、これは宝塚市全体の積立額56億7,000万円を一般会計の職員数で按分しただけの数値であり、各会計間で発生している組合に対する負担支給差額を反映したものとはなっていません。本市における令和元年

度末の各会計間の負担支給差額を基に、これまで行われてきた各会計間の調整額を反映させた上で算出し直すと、一般会計における積立額は24億9,629万円となりますが、これは算定上の積立額よりも13億6,805万円少なく、将来負担比率を3.5%悪化させる要因となることについて留意しておく必要があると考えます。

さらに、地方債の償還額等に充当可能な基金の算出において、基金残高133億2,999万円が充当可能基金として計上されていますが、基金に属する現金からは宝塚市土地開発公社に対して15億円の貸付け（期間：平成31年4月26日～令和2年3月31日）が行われており、また、歳計現金の不足に対応するため一般会計に対しても適宜、繰替運用（月末平均22億6,666万円、月末最大76億円）が行われている状況となっています。これらは年度末に基金へ一旦全額返済されているため、基金に属する現金全額が充当可能基金として計上されていますが、実質的な充当可能基金は貸付金及び繰替運用額を除いた金額となることに留意しておく必要があります。

なお、令和2年3月作成の財政見通しにおいては、上記の他にも、今後必要となる新規・拡充事業費一般財源（実施計画財源）として毎年度23億円（令和3年度から令和6年度）が見込まれており、また、新ごみ処理施設の建設や宝塚市土地開発公社の財政健全化、病院事業会計への支援といった多額の支出を要すると見込まれるもので、現時点では具体的な事業費や財源の積算ができない等の理由により、財政見通しに反映できていないものがあります。これらの潜在的な将来負担についても留意しつつ、引き続き健全な財政運営を行うよう努めてください。

(3) 審査事項

市長から付された令和元年度決算に係る健全化判断比率が適正に算定されていることを確認するために、下記記載の表及び関連書類に基づき審査を行いました。審査に当たっては関係職員の説明を求め参考としました。

併せて、将来負担比率について、将来負担比率の状況（総括表④）を算出する根拠となる債務負担行為に基づく支出予定額（4①表）、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額（4②③表）、（準元金償還金/元金償還金）の三か年平均（4②③A表）、一般会計等からの繰入れによる収入をもって償還すべき地方債の現在高（4②③B表）、組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額（4④表）、退職手当支給予定額に係る負担見込額（4⑤A～D表）、土地開発公社の負債額（4⑥B～D表）、損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額（4⑥F表）、組合の連結実質赤字額に係る負担見込額（4⑦表）、地方債の償還額等に充当可能な基金（4⑧表）、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額（4⑨A～C表）及び基準財政需要額算入見込額・総括表（4⑩表）における各々の数値の検証を行いました。

また、実質公債費比率についても、実質公債費比率の状況（総括表③）を算出する根拠となる実質公債費比率の状況（満期一括償還地方債関係）（3①表）、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（3②表）、元利償還金及び特定財源の額（3③A表）及び都市計画税充当可能額（3③B表）における各々の数値の検証を行いました。

記

総括表①「健全化判断比率の状況」

総括表②「連結実質赤字比率等の状況」

総括表③「実質公債費比率の状況」

総括表④「将来負担比率の状況」

1①表「一般会計等に係る実質収支額」

1②表「一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額」

- 2 ①表「公営企業会計に係る資金不足額等」
- 2 ②表「解消可能資金不足額」
- 2 ③表「宅地造成事業に係る土地収入見込額等」
- 3 ①表「実質公債費比率の状況（満期一括償還地方債関係）」
- 3 ②表「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」
- 3 ③A表「元利償還金及び特定財源の額」
- 3 ③B表「都市計画税充当可能額」
- 4 ①表「債務負担行為に基づく支出予定額」
- 4 ②③表「一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額」
- 4 ②③A表「（準元金償還金/元金償還金）の三か年平均」
- 4 ②③B表「一般会計等からの繰入れによる収入をもって償還すべき地方債の現在高」
- 4 ④表「組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額」
- 4 ⑤A～D表「退職手当支給予定額に係る負担見込額」
- 4 ⑥B～D表「土地開発公社の負債額」
- 4 ⑥F表「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額」
- 4 ⑦表「組合の連結実質赤字額に係る負担見込額」
- 4 ⑧表「地方債の償還額等に充当可能な基金」
- 4 ⑨A～C表「地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額」
- 4 ⑩表「基準財政需要額算入見込額・総括表」

参考

1 健全化判断比率等の対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	宝塚市営霊園事業					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業					
		国民健康保険診療施設					
		介護保険事業					
		農業共済事業					
		後期高齢者医療事業					
	公営企業に係る特別会計(法適用)	水道事業会計					
下水道事業会計							
病院事業会計							
一部事務組合、広域連合		兵庫県市町村職員退職手当組合					
		丹波少年自然の家事務組合					
		兵庫県後期高齢者医療広域連合					
		阪神水道企業団					
地方公社、第三セクターなど		土地開発公社					
		阪神福祉事業団					
		兵庫県信用保証協会					

2 前年度との比較

(単位 　%)

健全化判断比率	R01年度	H30年度	早期健全化基準		財政再生基準
			R01年度	H30年度	
実質赤字比率	—	—	11.36	11.36	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.36	16.36	30.00
実質公債費比率	3.6	3.7	25.0	25.0	35.0
将来負担比率	22.6	22.1	350.0	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため「—」で記載しています。

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の早期健全化基準については、市の標準財政規模により算定されるため、年度ごとに数値が変わります。

ア 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、前年度と同じく赤字を生じていません。

イ 実質公債費比率は、3.6%で、前年度より0.1ポイント好転しています。

ウ 将来負担比率は、22.6%で、前年度より0.5ポイント悪化しています。

3 用語の解説

◆ 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。

地方公共団体はこの健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより当該団体の財政状況を客観的に表す意義をもつものです。

◆ 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

◆ 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額等の標準財政規模に対する比率です。

◆ 実質公債費比率

一般会計のほかに公営企業会計（水道事業、下水道事業、病院事業）などの地方債の償還のための一般会計からの繰出金などを含む公債費の標準財政規模に占める割合を示し、この比率が18%以上になると、地方債の発行の際に県知事の許可が必要となり、25%以上になると原則として市単独事業の地方債の発行が認められなくなります。

◆ 将来負担比率

公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

◆ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。